

【手続き方法について……利用までの手続きが複数あります。日程に余裕を持ってお手続きください】

(休日における保育の必要性の認定に必要な書類)

- ① 休日における保育の必要性の認定申請書
- ② 教育・保育給付支給認定決定通知書兼支給認定証
- ③ 休日における保育が必要な理由を証する書類(休日の保育の必要量が父母ともに月4日以上あること)

保育が必要な理由	提出書類名称
雇用されている方 ※	(休日保育認定用)就労証明書
自営業をしている方 ※	(休日保育認定用)自営業状況書
疾病・障がいを有する方	病気・障がい状況証明書
介護・看護をされている方	介護・看護状況証明書
災害復旧にあたる方	罹災証明書
就学している方	就学状況証明書
産前・産後の期間にある方	母子健康手帳(出産予定日欄写し)

①③は平日利用している施設においてあります、高槻市HPよりダウンロードも可能です。

※必ず休日保育認定用をご提出ください。通常の書式では受け付けできません。

②は保護者からの支給認定申請を受けて、市から発行したものです。

※破損・紛失された場合は保育幼稚園事業課で支給認定証再交付申請書をご提出下さい。

(休日保育利用までの流れ)

STEP1	手続き場所: 保育幼稚園事業課
<p>休日における保育の必要性の認定に必要な書類(①～③)を保育幼稚園事業課窓口を持参し、休日保育を利用したい旨お伝えください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日保育認定審査を経て認定された場合、②の教育・保育給付支給認定決定通知書兼支給認定証に認定印を押印し、申請のあった日から概ね1週間後に郵送にて返却しますので、必ず原紙をご持参ください。即日認定するものではありませんのでご注意ください。 ・休日における保育の必要性の認定の有効期限は、②に記載の期限と直近8月31日のいずれか短い方となります。 ・事由の変更等で支給認定証が更新された場合は、再度休日における保育の必要性の認定申請が必要です。 	

STEP2	手続き場所: 実施施設(高槻あいわ保育園)
<p>実施施設に連絡し、市から休日における保育の必要性の認定を受けたことをお伝えください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後日実施施設で児童の面接等、利用前の手続きがあります。 ・実施施設での手続きで登録料などの費用が別途発生します。 	

STEP3	手続き方法: 実施施設より指定があります
<p>実施施設に直接お申込みください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用当日は休日保育認定印を押印された②を必ずご持参ください。提示がない場合は有料の休日一時預かりとなります。 ・申込み多数等により施設利用できないことがあります。児童の受入れの可否については実施施設が判断します。 ・児童にアレルギーがある場合や離乳食中の場合、給食の提供ができず弁当持参となります。 	